「所得金額」に「養育費の８０％」を加えた額から「控除額表の控除額」を引いた金額(控除後の金額)が、「所得制限額表の金額未満」であれば、制度の対象となります。

(注釈)扶養義務者については、「養育費の８０％」は含みません。

所得金額とは、「総所得金額【※】＋退職所得(分離課税されるものを除く)＋山林所得＋土地等の係る事業所得等＋長期・短期譲渡所得(特別控除前の所得)＋先物取引に係る雑所得等」となります。

【※】総所得金額とは、年間収入金額から必要経費を差し引いた額のことです。給与所得の場合は、給与所得控除後の金額です。

扶養人数とは税法上の扶養人数です。

ひとり親家庭医療所得制限額表

扶養人数	本人所得【注意１】	扶養人数	扶養義務者所得【注意２】
０人	２，１６０，０００円	０人	２，４４０，０００円
１人	２，５４０，０００円	１人	２，８２０，０００円
２人	２，９２０，０００円	２人	３，２００，０００円
３人以上	以下３８万円ずつ加算	３人以上	以下３８万円ずつ加算

上記の所得制限額表には、社会保険料控除８０，０００円を一律加算してあります

【注意１】前年に養育費を受け取っていた場合は、養育費の８０％が所得として加算されます。

【注意２】扶養義務者とは、受給者本人と生計を同じくする民法上の扶養義務者を指し、一般的な基準としては、受給者本人と同居している配偶者および直系血族(父母・祖父母・１８歳以上の子)、実の兄弟姉妹のことです。

控除額表

控除項目	控除額
雑損・医療費・小規模共済等控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額
老人扶養(７０歳以上の者)	１００，０００円【注意３】
特定扶養(１６歳以上２３歳未満の者)	１５０，０００円【注意４】
特定親族特別控除(１９歳以上２３歳未満のうち合計所得金額が一定金額以下の者)	３０，０００～４５０，０００円【注意５】
本人が寡婦または寡夫	なし【注意６】
本人が特別寡婦	なし【注意６】
普通障害者控除	２７０，０００円
特別障害者控除	４００，０００円
勤労学生控除	２７０，０００円

【注意３】扶養義務者は、扶養人数が２人以上いる場合に６０，０００円が控除されます。

【注意４】扶養義務者は、特定扶養があっても控除されません。

【注意５】生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子（特定親族）の合計所得金額によって控除額が変わります。

【注意６】請求者(受給者)本人が子の父母以外の場合および扶養義務者については、寡婦または寡夫２７０，０００円、特別寡婦３５０，０００円が控除されます。